

鳥取県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	基盤整備促進事業 木梨地区 農業用排水	平成16年3月31日
〃	ため池等整備事業 柿谷地区 農地防災	平成21年3月24日